

平成22年度町田市教育委員会

第7回定例会会議録

1、開催日	平成22年（2010年）10月8日	
2、開催場所	第三、第四会議室	
3、出席委員	委員 長	富川 快雄
	委員	岡田 英子
	委員	井関 孝善
	委員	高橋 圭子
	教育長	渋谷 友克
4、署名委員	委員長	
	委員	
5、出席事務局職員	学校教育部長	白井 一生
	生涯学習部長	安藤 源照
	学校教育部次長	小瀬村 利男
	（兼）教育総務課長	
	教育総務課担当課長（総務担当）	飯島 博昭
	施設課長	佐藤 卓
	施設課学校施設管理センター担当課長	平本 進
	学務課長	坂本 喜信
	保健給食課長	高橋 良彰
	保健給食課課長補佐	狩野 紀子
	指導課長	小泉 与吉
	指導課教育センター担当課長	谷 博夫
	統括指導主事	山口 茂
	指導主事	高橋 博幸
	生涯学習部次長	古木 洋
	（兼）生涯学習課長	
	生涯学習課文化財担当課長	水嶋 康信

生涯学習部次長	守 谷 信 二
(兼) 図書館長	
図書館市民文学館担当課長	田 中 英 夫
(町田市民文学館長)	
図書館副館長	近 藤 裕 一
図書館課長補佐	神 田 貴 史
図書館課長補佐	吉 岡 一 憲
公民館長	熊 田 芳 宏
書 記	羽 生 謙 五
書 記	新 井 裕 美
速 記 士	帯 刀 道 代

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

## 6、提出議案及び結果

議案第57号	教育委員会職員の人事異動の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第58号	職員の休職に係る処分の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第59号	都費負担教職員の休職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第60号	都費負担教職員の在籍専従の許可に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第61号	都費負担教職員の復職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
請願第1号	「中央公民館の現状存続」を求める請願（継続審議）	不 採 択
請願第2号	「社会教育」と「生涯学習センター機能」の両立を求める請願	不 採 択
請願第3号	公民館の生涯学習センター化に関する請願	不 採 択
請願第4号	町田市公民館と市民大学HATSの存続を求める請願	不 採 択

7、傍聴者数 17名

## 8、議事の概要

午前 10 時 00 分開会

○委員長 おはようございます。ただいまより町田市教育委員会第 7 回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は高橋圭子委員です。

日程の変更をお願いしたいと思います。日程第 2、議案審議事項のうち、議案第 57 号から議案第 61 号まで計 5 本の議案は、すべて非公開案件でございますので、日程第 2、議案審議事項は、日程第 4、報告事項の後、休憩をとりまして、関係者のみお残りいただいて審議をしたいと思います。そして日程第 3、協議事項を、日程第 2 に、請願第 1 号から請願第 4 号の審議を、日程第 3 に変更して審議をしてみたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、そのように進めてまいりたいと思います。

それでは、日程第 1、月間活動報告に入ります。

初めに、教育長から説明をお願いします。

○教育長 それでは、前回の定例会以降の教育委員会関係の主な活動状況についてご報告を申し上げます。

前回の定例会は 9 月 3 日で行いました。その日に、教育委員さんに中学校給食の試食をお願いいたしました。市教委訪問等でも、中学校の給食はもう既に経験をしているわけですが、改めて試食をしていただいたということでございます。

さらに同じ日、武相華道協会展が開催されましたので、そちらにお邪魔し、ごあいさつをしてみました。

9 月 6 日から 10 日まで、市議会の本会議が開かれまして、6 日から 9 日までが一般質問、10 日が質疑ということで、やはり教育委員会関係で質問を幾つかいただいたところでございます。

12 日でございますが、少年野球の秋季大会の開会式が市民球場で開かれました。これに出席をしてみました。

同じ日、市内の都立高校で文化祭が開催されておりましたが、そのうち山崎高校、野津

田高校、成瀬高校のそれぞれの文化祭にお邪魔をいたしまして、校長先生とお会いし、校内も見学をさせていただきました。

13日、月曜日でございますけれども、南大沢署の署長さんが人事異動で交代されましたので、ごあいさつに伺ってまいりました。

16日は定例校長会でございます。

翌17日でございますが、小山田小学校の校庭が全面芝生化ということで、これは市内で初めてなわけですけれども、このオープニングセレモニーに行ってみりました。子どもたちが裸足で駆け回ったり、でんぐり返しをしたり、芝生の上で非常に活発に動き回っていたのが印象的でございます。その後、お聞きした話によりますと、従来余り校庭に出てこなかったような高学年の子どもたちも、積極的に校庭に出るようになったという話を校長先生からいただいております。

同じ日、市民ホールで行われておりました線芸書道会展にお邪魔をいたしました。

その日の夕刻、校長選考のほうの一次選考の発表がございましたので、その対象の先生方に対する激励会を開催し、ごあいさつをさせていただきました。

夜につきましては、中P連の中心市街地パトロールということで、これに出席をしてみりました。3グループに分けて、PTAの役員の方、各学校の学校長、副校長が参加をして、市内のいわゆるゲームセンターとか、そういったところを中心に回ってまいりました。

19日でございますが、市民ホールで行われておりましたジュニアフェスティバルに、委員長とともに出席をしてみりました。この日は、楽器とか合唱とか、いわゆる音楽関係の催しが行われたところでございます。

同じ日、小川高校の文化祭がございましたので、やはり同じようにお邪魔して、校長先生とさまざまお話をさせていただきました。

25日ですが、市民体育祭のバレーボール競技ということで、これは小学校の6年生、5年生、4年生以下ということで、3つの段階に分かれてバレーボール競技が行われましたので、これに参加し、激励のごあいさつをしてみりました。

翌日、月曜日ですが、鶴川中学校の市教委訪問、それから東京ガス神奈川西支店の方にお会いをいたしました。いわゆるエコ授業ということで、エコクッキングとか、学校においてそういったエコの観点からのさまざまな授業を展開してございまして、そのお礼と今後のご協力をお願いしたところでございます。

翌 28 日ですが、鶴川第二中学校の合唱部が全国大会に出場することになりました。校長先生、ご指導なさっている顧問の先生、それから合唱部の部長さんと副部長さんがお見えになりましたので、ぜひ頑張っていたきたいということで激励をいたしました。10 月の末に兵庫県の西宮市で全国大会が開催をされる予定になっております。

それから 29 日、教育委員会協議会にご存じのとおりでございます。

30 日ですが、中学校の給食試食会ということで、これは議会のほうの文教社会常任委員会のメンバーの皆様においでをいただいて、ご試食をご経験いただきました。試食後に質問あるいはご意見等をいただいたところでございます。

裏に参りまして、10 月 1 日でございますが、市のほうで人事異動がございましたので、この辞令交付式を終えた後、千葉国体の視察に行つてまいりました。東京国体が 3 年後開かれますが、町田市は、そのうちの 1 つで、バレーボール会場にもなっておりますので、千葉国体のバレーボールを実施している 3 つの自治体を視察してまいりました。

2 日でございますが、小学校の運動会がございましたので、委員長とともに、南大谷小学校に行つてまいりました。その日は、もっとほかにも運動会が開かれていたのですが、大蔵小学校の 30 周年記念式典がございましたので、委員の皆様とともに、こちらのほうに出席をしたということになっております。

それから月曜日、市教委訪問ということで、この日は小山小学校にお邪魔をしてまいりました。

5 日でございますが、上柚木陸上競技場で開催されました中学校対抗陸上競技大会、いわゆる連合陸上に、委員の皆様と出席をし、見学をしてまいりました。今年は野津田競技場が工事のために、八王子市上柚木の陸上競技場をお借りして実施をしたということでございます。

同じ日、小山中学校が着工式ということでございましたので、その着工式に出席し、経過報告をしてまいりました。2012 年 4 月に開校予定でございます。

翌日、10 月 6 日は 9 月議会の第 3 回定例会の最終日ということで表決が行われました。

昨日でございますが、本町田東小学校で町田茶道会のご協力による茶道の授業がございましたので、それを見学してまいりました。子どもたちにあいさつの仕方、お茶の立て方、お茶をいただくに当たってのさまざまな礼儀作法とか、子どもたちも正座をしながら一生懸命聞いていたのが印象的でした。ああいう機会、伝統文化に触れる機会はなかなかございませんので、今後ともご協力をいただきたいということでお願いをしてまいり

ました。

私からは以上でございます。

○委員長 両部長から何かございましたらお願いします。

○学校教育部長 それでは、9月議会におきます委員会での学校教育部の関連についてご報告申し上げます。

まず9月14日ですが、文教社会常任委員会が開催されました。この中で学校教育部としましては、大戸・武蔵岡合同校舎型小中一貫校の基本計画書について報告をしたわけでございますけれども、その中で議員の皆様からの質問につきましては、この合同校舎型小中一貫校について、市民に周知していただきたいということで、具体的には、これから地元説明会等を行いまして周知を図っていくということで説明してございます。

それから、今度、中学生も大戸小学校の校舎を使用しますけれども、施設面で配慮したことは何かという質問がございました。これにつきましても、普通教室の改修とか、あと机、いす等については、中学生仕様を入れまして、支障のない形で改修等を行っていきたいということで答えてございます。

それから、小中一貫校の教員の組織体制、職員会議等はどうなるのかというご質問がございまして、これについては、職員室につきましては、大戸小学校のほうの職員室を小中一貫に合同で使いますので、日常的なコミュニケーションについては図れる状態であるということで答えてございます。

引き続きまして、9月22日、決算特別委員会がございました。その内容についてでございますけれども、主に議員の皆様からは、不用額についての質問が多うございました。特に学校教育部では、昨年度、執行額に比べて不用額で多いのは、今年の7月から始まりました教職員の労働安全衛生関係の委託料についてございましたので、これについては制度が始まるということで、いろいろ書籍等を用意しましたけれども、今年度も引き続き整備していきたいということで、昨年については執行できなかったというふうに答えてございます。

それから、給食調理員の臨時職員の人件費、これは急に休まれたとか、そういうときの人件費が多うございましたので、これについても理由については説明してございます。

それから、いわゆる冬場のポット式ストーブの取りつけとか、あと、それに絡みまして、今年の猛暑におけるエアコンの考え方について、議員の皆さんから聞かれましたけれども、エアコンについてのこれからの運用基準、いわゆるガイドライン等をつくって、次のステ

ップに進みたいということで答えてございます。

それから、昨年の決算特別委員会で指摘された、特に学校の消耗品と備品の執行についての学校への周知の方法、どのように指導を行ったかということでございますけれども、これについては校長会等を通しまして、学校について指導を行ったというふうに答えてございます。

それからあと、鶴川地区の、特に鶴川第一小学校、鶴川中学校の生徒がふえるようだけれども、それについての適正規模についてどう考えるかということでございます。これについては、鶴川第一小学校、鶴川中学校とも、教室にかなり余裕がない状況でございますけれども、改築等を含めた形の整備について考えていきたいということで答えてございます。

最後に、科学センターについて聞かれました。科学センターについての内容と、あと児童生徒について、どのくらいの生徒がいて、どのように指導しているかという内容を聞かれまして、小学校については80名、中学校については40名のお子さんが、教職員の協力を得て勉強しているということで答えてございます。

以上でございます。

**○生涯学習部長** 私のほうも同様に、9月14日に文教社会常任委員会がございまして、行政報告として、生涯学習センターについての報告のみでございました。質疑ということで、この報告書の内容にかかわるご質問がございまして、例えば生涯学習センターを公民館につくると会議室が減るのではないかと、それへの対応策がどうなのかというご質問、あるいは報告書に書かれている個々の内容についてのご質問等々がございました。やはりこれから生涯学習センターをつくと公民館はどうなるのかということについてのご懸念があったのご質問だったように受けとめております。

それから9月22日、同様に決算特別委員会がございました。ここではやはり流用であるとか、不用額の内容についてのご質問がございました。それから繰越明許について、高ヶ坂の遺跡がございすけれども、そこの改修関係についてのご質問がございました。

それから、施設の老朽化がございすが、こういった老朽化と修繕の関係についてのご質問、あるいは施設への来館者数をふやすためにはどうすればいいのかということで、文学館なりあるいは民権資料館についてのご質問がございました。

それから、2009年度の目玉事業といいますか、大きな事業は何だったのかということでご質問をいただきました。本日の協議事項でございすが、生涯学習センターの関係の答



申ですとか、あるいは図書館の国民読書年の関係、あるいは図書館評価の関係の報告等、こういったものを行ってまいりました。

それから、決算でありますけれども、生涯学習センター絡みで、社会教育委員の活動内容に絡めて、この答申の内容についてのご質問等もいただいております。

それから、図書館の職員体制、あるいは移動図書館のあり方、こういったことについてもご質問をいただきました。概略そのようなことで終わっております。

以上でございます。

○委員長 教育長並びに両部長の報告で、何か質問がございますか。よろしいですか。

では、各委員からよろしく申し上げます。

○井関委員 9月17日に、教育長から先ほど報告がありました。町田市の公立小中学校では初めての校庭全面芝生化のオープニングセレモニーに出席しましたので、報告いたします。

小山田小学校では、前校長の西岡先生の時代から校庭全面芝生化を実現しようとして、まず中庭の芝生から始めていましたが、今回、芝生の管理体制ができたということから、都の補助を受けられるようになって実現したものです。

小山田小学校では、竹の会、裏山の竹林の世話をされていたおやじの会だと思いますけれども、その会が管理をやりましようと言ってくださったのがキーだと思います。もう1つは、学校校庭の開放の団体の協力だと思います。芝生化によって利用の需要度が制限される運動、多分野球とサッカーでしょうけれども、この協力が必要だったと思います。昨年7月の定例委員会で私が報告しました杉並区立第七小学校の例では、サッカーは児童が学校の時間内に使用するだけに制限されておりました。

芝生の品種はスクラムといって、従来の高麗芝の改良種だそうです。西洋芝を混合することはなくて、冬は枯れるというか紅葉して、春になると緑になるというような性質です。子どもたちは、1年生が、夏休み明けに学校へ来て、びっくりしてうれしかったという感想を述べておりました。6年生は、急ぐために暑い中の工事をしてくれた人と、それから校庭が使えない間の体育館及び中庭の開放を考えてくれた学校へ感謝をしておりました。

お祝いの全校ダンス、よっちょれ、変形ソーラン節ですけれども、来賓の手もとって踊りましようということになりました。

プール下の倉庫へ石灰でしょうか、平野屋さんの軽トラックから袋を運んでいる中学生が2人いまして、中学生は職場体験中だったんですけれども、生徒の運動着から見て、多

分堺中学校の生徒かなと思うのですが、小山田小学校の緑一面の校庭を見て、びっくり、またうらやましく思ったんじゃないかなと思います。

これからの管理次第という全面芝生化の実現ですが、他校でも計画されているようですが、現在の戸小学校のような一部芝生でも管理の負担が少なくなり、子どもたちが喜ぶのは間違いないなと思いました。

数年前、校庭の隅に芝生を植えた学校を訪問しましたら、跡形もなくなっていて、子どもの数が多いと踏まれてすり切れたり、それからメンテのリーダーがいなくなって枯れてしまうなど、予想以上にメンテが大変だということがよくわかります。毛せんのような、高麗芝だけじゃなくて、見かけは雑草に見えますけれども、野芝のような強いものもあって、そういうのも小山田小学校でいろいろ長い間慎重に検討されてきたと思うのですが、パイロットプランとしての結果、これを見ていきたいと思います。

2番目は、町田市を中心市街地パトロールですが、先ほどこれも教育長から報告がありました。9月17日19時に中央公民館に集まりました、中学校PTA連合会の町田市中心市街地パトロールというものです。各中学校のPTA役員、副校長を中心として、校長、教育委員会関係者、それから町田警察の少年第一係から2名が参加しました。

まず警察の方から、町田の少年犯罪の概略の説明があって、都内で少年犯罪発生率が一番多い。これは川向こうの神奈川県の子が起した犯罪が半分含まれているんだそうですが、より低学年の犯罪数が多くなっている。小学生ではカードを一度に273枚もとって、防犯対策のタグをはがして、自分のケースに盗んだカードを入れた。そして、小学生ではお菓子、中学生では食べ物も多いそうですが、家庭で食事が十分でない。つまり虐待のおそれもあるということで、万引きなどは教育的見地ということとか、あるいは手続が面倒ということで放置することが多いのですけれども、そういうことなく、子どもを守るために警察に知らせてほしいということを書いていました。そうすることで、隠れた背景が明らかになって、あるいは芽のうちにやめさせる効果が期待できるということです。

もう1つは、鶴見川での水難事故に関して、川では子どもだけでは遊ばないということ徹底してほしい。危ないだけでなく、去年はこういうことがあったというようなことをつけ加えることをして、子どもがやめるように指導してほしいということでした。

実際のパトロールは昼と夜でこんなにも違うということを目で見るという目的もあったのですが、時間が早いためでしょうか、照明で明るいだけで昼とはそれほど違わないという実情でした。それだけ裏に隠れているということなんでしょう。

パトロールの後の集まりで、感想として、暗いところに学習塾がある。それからインターネットカフェとコンビニが多くなっている。家出の受け入れ先がそろったのではないかと心配する。よく来る人は知っているのですけれども、道1本の違いで大きく変わる。そんなようなことが感想として出ていました。

9月22日の小学校の指導主事訪問のとき、廊下にあった壁新聞を見ますと、町田の商店街調べで一番多いのがゲームセンター。居酒屋。別の隣の壁新聞では、居酒屋のかわりにラーメン屋が入っていました。昼と夜というよりも、むしろ1年前との違いを知ったパトロールでした。

今回、目についたインターネットカフェの中はどうなっているのか知りたいという希望がかなりあったのですけれども、これだけの団体ではとても無理なので、昼間に自分のお子さんと一緒に見学したらどうなのかなどというコメントが出ていました。PTAからは子どもを安心して出せる居場所はないものかという意見が出ていました。

以上です。

○岡田委員 今月は4校の道徳授業・地区公開講座と4校の指導主事訪問に行っていました。それ以外のところでは周年事業などもございました。それと、市民大学の人間関係学の公開講座がありましたので、それにも参加したのですけれども、この講師の湯浅誠さんという方は、テレビで時々お見かけする方だったのですが、実際にお話を聞くと、全く印象が違って、大変説得力があるお話で、今日的な貧困という問題に関して考えが非常に深まりまして、いい機会を与えられたと思います。

この講座の中で、「活動家誕生」というテレビを放映するので見てほしいというようなことで見たのですけれども、その中でも湯浅さんは、実際には若い人たちにもっとイベントとかプロジェクトを企画して実施するよというよなことで働きかけている、そのありさまがテレビの中で紹介されていました。

若い人向けにいろいろと影響力を発揮してられる先生だと思えるのですけれども、今の若い人たちがこういうことを考えているのかな、こういうことを考えてくれたらいいなというような意味でも、私たちの世代がこの機会に知ることができて大変有意義だと思いました。

それから、学校を訪問しておりまして、まず気がついたことが幾つかあるのですけれども、言葉を大切にしている授業を多くしていただいていると思いました。実際に「今月の詩」ということで、各教室あるいは廊下などに、カラーコピーをした、今月はこの詩です

よという、月がわりの詩を掲示している学校があったり、授業中に言葉というものに対して子どもたちに発問をして、それに対して子どもたちに深く考えてもらうような取り組みが見られるような学校も多くありました。

また、これは本当にすばらしいと思ったので、名前を挙げようと思うのですが、七国山小学校が、本当に子どもたちが変わってきているなというふうに思いました。自主的に自分の目標を定めて授業に参加したり、休み時間なども、外に出る子、中にいる子もいろいろなんですけれども、とても活発で、なおかつ学校としての統制がとれている。この学校はしばらく何回か行っているのですが、そのたびに変わってきている。それは先生方が本当に努力されていて、それが実ってあらわれているんだということで、少し感動的なものがありました。

それとまた別に、学校を見ていて本当に思ったのですが、先ほど教育長、井関委員の中でも、小山田小学校が芝生化して子どもたちが活発になった。これは本当にうれしい例なんです、実際に体育の授業を見ていると、子どもたちが昔に比べて特に腕の力、鉄棒とマット運動を見たときに痛切に感じたのですが、本当に腕の力が足りない子が多いんじゃないかというふうに痛感いたしました。体力というところで、東京都のほうからも問題になっているようですけれども、やはり何とか改善していきたいなというふうに思います。

最後ですが、道徳の公開講座のときの講師の先生でいらしてくださった方が、今、少人数、少人数ということで考えられているけれども、必ずしも少人数がいいばかりではなくて、やはり余りにも人数が減ってしまうと、クラスとしての活力が失われてしまうことが多い。特に中学生などでは、少人数にして先生が面倒を見るということよりは、クラスとしてのまとまりとか、あるいは何といても学校というのは社会性を育てる場所だということを考える意味では、余りにも小さいグループでクラス経営をされるのはどうなのかというようなお話をなされていました。

私自身も経験したことなんですけれども、小学校5年生で私の子どもが転入したときに、ちょうど81名になりまして、5年生のときには40人学級、それが6年生になりましたときには27人に減ったのです。そのときに、ほかの保護者の方も一様に声をそろえて言ったことは、寂しくなっちゃったねということだったのです。小学校5年生、6年生くらいになりますと、担任の先生の言うこともちゃんと聞いて行動ができますし、そうしてみると、クラスとしての活動をするときに、40人いたものが27人になることで、随分バイタ

リティーといえますか、多様性も少なくなりますし、その辺で寂しい思いをしたことなども考え合わせますと、必ずしも少人数がすばらしいだけではなくて、そこにあるデメリットとは言わないのですけれども、そのところで工夫しておいたほうがいいかなというような面もあるということを考えました。

実際に小学校1年生、2年生などでは、少人数のほうがいいというふうに言われているのですけれども、これに関しましても、もしかすると、1つのクラスに、確実に担任の先生を2人つけて、授業の内容によっては2つのグループに分けて授業をする。そうでないときは1人の先生が授業をしながら、もう1人の先生が細かく見ていく。これが今、生活指導の方に入っているのですけれども、もうそういうことではなくて、低学年は2人担任制ということにすれば、2人目の担任の先生は、新規採用の先生についていただければ、今回授業を見せていただいた中でも、1年目、2年目の方で、時々、子どもにわかるような話し方にもう一工夫あってもいいかなという方が見受けられるので、そういった面でも、OJTとして大変有効かなというようなことも、これは私だけの考えですけれども、考えながら見てまいりました。

以上です。

**○高橋委員** 9月14日、成瀬中央小学校での聖路加国際病院理事長の日野原重明先生を迎えての「いのちの授業」を参観いたしました。日野原先生はこの10月で99歳になられますが、大変お元気そうでした。昨年、4年生の担任だった池田先生が、日野原先生の著書『十歳のきみへー九十五歳のわたしから』、こういう少し厚目の本ですけれども、この本を使って道徳の授業を行いました。その際、多くの子どもたちが共感し、感動して、日野原先生に手紙を出したそうです。そして日野原先生がその手紙を読まれ、そのことがきっかけで今回の授業が行われたそうです。

私は、私が子ども時代には耳にしなかったような悲惨で残虐な事件、家庭内での殺人だったり、暴行、虐待死など、毎日のようにニュースとして流れてくる中で育っている今の子どもたちが、一体どのように命についての価値観を持つのか大変案じています。命をゲーム感覚でとらえ、亡くなってもまたよみがえると信じている子が、以前、NHKの番組で見ていると、少なからずいることが本当にショッキングでした。家庭教育はもちろん、学校教育の中でも命について考えさせ、きちんとした認識を持たせることは、現代の子どもにとって必要不可欠な大切な教育だと思っています。

今回の日野原先生の授業は、そういう点でも大変興味深く参観いたしました。日野原先

生は、最初に子どもたちに、命とは何ですかという質問をされました。授業が進むにつれて、その答えが少しずつ明らかになっていきます。その答えの1つは、命とは人間に与えられた時間というものでした。日野原先生は子どもたちに、その子の1日の過ごし方を質問され、子どもたちが寝ることや食事をする、勉強すること、自分のためだけに時間を使っていることを、子どもたちに改めて気づかせてくださいました。そして、成長していく中で、大人になったら、自分の命、つまり時間を、ほかの人のためにぜひ使って、みずからの命を輝かせるようにと話してくださいました。

また、聴診器を10人ほどの子どもたちに渡されて、実際の心音を聞く経験もさせてください、子どもたちは、みずからの命の鼓動をみずからの耳で聞くという経験をさせてもらうことによって、何かしら感じたと思います。成瀬中央小学校の5、6年生は、この授業のことがきっと一生心に残ると思いました。町田市の小中学校でこのように命について考える授業、命を感じる授業が道徳の中で、また保健体育の中で、あらゆる機会を使ってなされていくことを心より願っています。ぜひ力を入れていってほしいと思っています。

9月24日、公民館市民企画講座「完璧な親なんていない 学び合おう 2歳からの子育て」、全6回中の第4回目に参加してまいりました。この講座の対象は、2歳から未就園児の子どもを持つ親で、完全保育つきで、お母さんは講座に1人で身軽に参加できるようになっていました。

この講座は「ノーバディー・イズ・パーフェクト」というカナダの公衆衛生局がつくったプログラムに沿って、お母さんみずから自分たちで6回分のテーマを考え、その答えを参加者で模索していくような講座でした。私の参加した日は、自分の時間の作り方というテーマで、それぞれのお母さんが、自分の持っている時間の中で、いかに自分のための時間を確保し、母親であっても人間らしく生活を楽しみながら豊かに暮らすことについての話し合いが行われていました。司会進行役に2人のファシリテーターの方がいらっしゃいましたが、6人のお母さん方が互いに意見を出し合っていくうちに、ほかの人の意見を取り入れながら深く考え、子育てもしっかりしながら、自分の時間を生活の中に取り入れていくことの大切さを確認されていました。

最後には「完璧な親なんていない」というテキストを使って学びのまとめをされていました。上からの押しつけの話ではなく、自分たちで答えを探していくので、答えを出したときの達成感や充実感があるように感じました。また、この講座修了後も、このお母さんたちのつながりが続いていくようにも感じました。

私は、日本人の多くが核家族となったここ 50 年ぐらいの間に、子育て全般が母親 1 人の肩にかかってしまっている現実を大変憂えています。つい 50 年ほど前までは、子育ては母親 1 人ではなく、家族内、また地域の中で、ほかの大人の手があって分業化されていたように思います。しかし、母子家庭もふえて、今は母親 1 人の肩に重くのしかかり、孤独な子育てになっています。その母親を助けるべく、このような家庭教育の必要性が日に日に高まっていると思います。育児は、学校では、中学 3 年生の家庭科で少し習うくらいのもので、ぜひこのように公民館で生涯教育の一貫として大きく取り上げてほしいと願っています。

ちなみに、カナダでは、「ノーバディー・イズ・パーフェクト」というプログラムを、子どもを産んだすべての女性は必ず受けるようになっているそうです。子育て全般にわたって、基本的な知識や、自分が困ったとき、虐待しそうになったときのメンタルケアをどこに持っていけばよいかなど、学べるようになっていました。国の体制としてこのようになるのは、すぐには無理かと思いますが、いずれ日本も何らかの手だてが必要になってくると思っています。公民館でのこのような講座が数多く設けられ、孤立しているお母さんが 1 人でも多く救われることを願っています。

以上です。

**○委員長** 各委員から、それぞれ先月、それから今月に至る各行事、あるいは学校訪問等の感想を述べられました。細かな点でもう少し深めたい部分もありますけれども、本日、日程がかなり輻輳しておりますので、今日はそれぞれのところで感想をいただいたということとどめておきたいと思います。

以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第 2、協議事項に入ります。

生涯学習センターについての協議を行いたいと思います。

ご承知のとおり、生涯学習センターについての協議は、先月からの継続協議ということになっております。各委員にはこれまでも公式、非公式で何回か協議をしていただきました。その中で、生涯学習センターの機能の確立、生涯学習センターの組織の整備、附属機関について、設置場所、設置の時期といったようなことについては、かなり理解が深まり、あるいは広がったのではないかなと思いますけれども、今日は日程に継続協議事項として挙げてございますので、ここで 1 つの結論を出していきたいと思いますので、今までのそれぞれのご意見、ご質問、その他を踏まえながら、自由にお考えを述べていただければな

というふうに思います。その都度、質問等ございましたら、また生涯学習部のほうからお答えいただくということになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○井関委員 前回もありましたので、読んだのですけれども、かなり難しくて、自分でちょっと勉強してみまして、何か間違っているようなことがありましたら教えていただきたいのですけれども、生涯学習センターという単語が出てきたのは、多分、生涯学習振興法が平成2年にできたときだと思うのですが、このときは学校教育まで含めて生涯学習を非常に広く考えている。

その後、公民館の設置及び運営に関する基準の改定というのが平成15年度にありまして、従来の公民館の基準は、従来の公民館の建物面積とか、専用の施設にするように努めようとか、あるいは机、いす、テレビ、いろいろな細かい備品まで備えるなどと、施設の設備が不十分な時代を背景にしたような基準だったのですが、それに地域の学習拠点であれとか、地域の家庭教育支援の拠点であれ、それから奉仕活動、体験活動の推進、学校、家庭及び地域社会との連携が必要ですよというようなことで、どちらにしても弾力化とか地域の自由度を認めるように変わってきた。この大きな変化というのが、多分、この前、都内で練馬区だけに公民館が1つ残っていたというようなことになった原因かなというふうに思います。

一方、町田市のを比べてみますと、この社会教育委員の答申にもありましたけれども、公民館条例では、市民の自主的学習、文化活動の振興に寄与するためということで、自分の生活に結びついた主体的な学習活動はしているのですけれども、地域と結びついた活動があったということで、先ほどのものとちょっと違って、公民館ができたときのままで通用するという時代ではないと思いますけれども、今まで50年の歴史があるわけですね。まちだ市民大学HATSの設置及び運営に関する規則では、「市民の多様な学習要望にこたえ、新しい学習機会の創出を図り、市民の主体的な活動と地域文化の向上発展に寄与する」。これだけですと、公民館と余り変わりませんが、基本コンセプトとして、あなたを励ます学習と地域を育てる学習というようなのがあるということで、事実この市民大学の授業を受講しますと、地域へ戻って何か役立つようにしなさいというような一方通行でない講義が多かったと思います。

非常によく似ているということで、町田で公民館と市民大学が一本化するということが可能かもしれませんけれども、今までやってきた町田の具体的な活動を見たりしますと、地域のつながり方が公民館と市民大学はちょっと違っている。2つの働きを別々に残すと



いうのならば、個人の自分の生活と結びついた主体的な学習活動、一部は趣味とか関心とかそういうことになりますけれども、それが生涯学習になります、地域とのつながりの大小がかなりあり、公民館などは、地域のつながりを持つということでその組織とか施設を残していてもいいんじゃないかな。この報告書のほうでもそういうようなことが書いてありますけれども、公民館という名前を使う以上、社会教育法に基づいているという組織になりますけれども、組織と施設は残すというふうに考えられるかなというような感じですか。

それで、後の請願にも関係がありますけれども、今度出てきた建物に関する検討ということ、スペースということを考えますと、現公民館だけで市民大学 60 名の講座としますと、公民館には 158 名ぐらい入るホールしかないものですから、あと 40 人ぐらいに小さくして細切れにするということでは可能かもしれませんが、市民大学の講座そのままを引き受けるスペースはない。そういうことを十分知った上であいた分庁舎があるはずだ。ただし、それは確保できる保証はないということで苦勞しておられるのかなというような感じがするのです。ですけれども、短期間であるということならば、少しずつ譲るのは施設スペースという点では当然だと思うのです。そんなようなことで読んでみて感想を持ちました。

○委員長 井関委員からは、特に組織ということに力点を置かれての意見だったと思いますが、公民館、市民大学、それぞれの役割、機能が異なるので、組織としては残してほしいんだということが中心かと思えますけれども、生涯学習部長、何かございますか。

○生涯学習部長 既に答申でありますように、総合化という観点で報告をいただいております。今回の検討は、そのことを踏まえて検討してきたということでございます。

結論的なことを申し上げますと、名前あるいは機能については残していきたい。組織といいますか、施設についても残していきたいと思っております。組織については立法技術の問題がありますが、今ご指摘いただいたような点については十分念頭に置きながら、制度整備を進めていけるのではないかなというふうには思っております。

○委員長 井関委員、総合化によっても名称及び機能といったものはそのまま残るというふうに理解をしているということですが、よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

○岡田委員 前回、私は、総合化をされるということで、まず 1 つには、情報発信が一本化をするということ。それは今、公民館とか市民大学とか、それ以外のいろいろな市で行

われている講座とか、あるいはまたサークル活動、そういったものを一元化していただけるというのは、利用者にとっては大変ありがたい話で、いいことなんじゃないかと思いました。

それに対して、請願があって、反対ですというようなご意見があったので、これはちょっと決められないかなと思いましたので、自分の考えにも自信が持てなかったところがありますので、継続ということでお願いをしたのですが、その後、生涯学習部長のほうからも説明をいただいたり、また自分で勉強をしてみたりなどいたしまして、やはり機能として、あるいは情報発信ということですが、幾つか挙げられているのですけれども、生涯学習センターになったことによって受けられるメリットというのは大変大きいと思います。

今、講座のプログラミングのほうで考えてみたときにも重なっていたり、例えば今、自分が勉強したいなと思ったときに、まず今の私たちですと、インターネットで基礎的な知識を勉強することができます。それから、健康福祉に関しては、保健所あるいは健康福祉会館で行っている講座があったり、それぞれのところで幾つもいろいろな講座をさせていただいているわけですが、そういったものが、時によっては、これはどこが主催していて、どこに申し込んだらいいのか。コールセンターができたので一本化しているのですけれども、そういったような疑問に対しても、例えば生涯学習NAV Iが出たことによっても、情報としては大分便利になっているのですけれども、講座として整理ができたり、あるいはそこにおいて、また新しい趣旨を持った講座を考えていただけたらというようなことで考えると、総合化には賛成したいと思うのですね。

ただ、公民館の歴史とか、そういったことをいろいろ勉強してまいりますと、公民館には公民館の役割があって、今、井関委員のほうからも説明していただいたように、1947年に社会教育法ができて、それ以来というようなところは繰り返して言いませんけれども、今の世の中において、公民館で必要なことというのは何なのかということを考えると、まず、もともとは、今度、自由民権資料館の講座で、「邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん」というテーマでお話があって、ぜひそれを聞いてから、本当はこういう話をしたかったのですけれども、そういうような学校教育と、それから成人になっている方に対しては公民館での教育ということで、日本の教育というのは物すごく広がっていて、その後の日本の力になったと思うのですが、現代では、そういった意味での公民館ということはいまもう必要ないかと思うのですね。

ただ、このときからずっとつながっている公民館の意義として、住民というか、要する

に、地域の人たちによる文化の創造とか、そういった側面での公民館の意義というのは、今でもやはり必要とされるものだろうというふうに思うのです。

そういったところで考えますと、やはり今のお話でも、公民館としての機能あるいは名称というものは残るんだということであれば、公民館の精神というものもそのまま保持していただきたいという希望を述べておけば、公民館が総合化され、それからまた市民大学 HATS のほうは、これはスペースの問題があるようなんですけれども、それについてもお考えがあるようですので、それでいいのではないかというふうに思います。

もう1つ、これは意見として賛成ですということなんですけれども、あれからまた公民館の様子を2回ほど見に行きました。公民館で行われている実際の活動というようなことを見たのですけれども、地域センターでなされているサークル活動と割と似ているなというところがあって、それが公民館で行われているものと、そういった地域のそれぞれのセンターで行われているもので、どこで線引きをしているのか。あるいはだれが公民館を利用して、だれが地域のセンターを使っているのかというのがよくわからないというのが感想なんです。

公民館の事業としては、参考図書ですか、資料コーナーのところには、人権に関することとか、教育に関すること、社会問題に関すること、割合にそちらのほうに集約されているのかなというふうに思ったのですけれども、その辺の、これは公民館の事業であるという基本的な考え方は、今、公民館のほうではどのようにお考えなのかということをも1つ質問させていただきたいと思います。

**○委員長** 岡田委員のほうからは、るるお話があったのですが、1つは、情報発信の一元化ということで、このメリットは大きいのではないかというお話がございました。いろいろところで情報が得られる時代にはなったけれども、時にそれが逆に余りにも広範囲になっているので、どこでどうなっているのかがわかりにくい部分もある。そういう意味での一元化によるメリットは大きいのではないか。それから、文化の創造という言葉がございましたけれども、公民館の今後の中心的な機能ですか、やはり文化の創造ということに集約できるのかなというご意見だった。その中で、市内には幾つかの地区センターがございましたが、地区センターでもさまざまな活動が日々営まれているわけですけれども、その活動と公民館における活動とにどういう線を引いたらいいのか、ちょっとわかりにくい部分があるんだけれどもという質問もございました。まとめて生涯学習部長のほうでお答えさせていただきたいと思います。

○生涯学習部長 まず情報発信の関係でありますけれども、ご指摘いただいたように、一元化をすることにメリットがあると考えております。これは単に生涯学習部で行われている情報だけということ、そこを中心に考えれば、その生涯学習NAVIというふうなものについてもやっているわけです。私たちが課題だと思っているのは、単に情報発信をするということだけではなくて、情報発信という作業を通じながら、もう1つ、これに関連する総合調整機能とも合わせて、市役所全体あるいは市役所外の情報もトータルに視点に置きながら情報発信をしていく。そこに意味があることだろうとっております。

説明をし出すとちょっと長くなりますけれども、要するに、公民館の役割で、後段で指摘がございましたが、何のために生涯学習があり、あるいは公民館があるのかということにかかわる問題だと思っております。言ってみれば、教育あるいは学習という観点から社会形成を進めていくというのが行政の役割であります。そこをフォローアップしていくという役割を持たせるという意味で、情報発信というのが重要だということで今申し上げたところであります。

それから、同じことの繰り返しになりますが、公民館の役割ということになります。文化の創造ということが大きな課題なのかということでのご質問でありますけれども、それも1つの公民館の役割だろうと思っております。地域に根づいた文化というものも継承発展させていく。それによって、まさに社会教育法20条に書いてある社会教育の目的、公民館の目的というものが実現できるのであると思っております。

ただ、それだけにとどまらず、余り古い歴史のことを言っても、うまく合わない部分があると思っておりますけれども、やはり人々が日常生活を送っていく上で何が必要なのか。公民館の活動というのは、少しずついろいろな専門部署に分かれていっております。子どもの環境もそうでありますし、衛生の環境もそうでありますし、男女平等の関係もそうあります。そうはいいながらも、日常生活というのは個々バラバラに存在しているわけではなくて、トータルなもので存在しているわけです。公民館の活動というものは、やはりこれからもそういうところに焦点を当てた活動というのが大変重要なものであると思っております。

地域センターとの役割ではどう違うのかということでもありますけれども、地域センターは場所貸しであります。そういう意味では、現在、公民館が行っている施設貸し出しについては、基本的に同じだろうと思っております。ただ、今申し上げたようなプログラムサービスをやっていくというところに、地域センターとの根本的な違いがあると思っております。

ます。

以上でございます。

**○岡田委員** 1点、この間、安藤部長のほうからもご説明いただいたのですが、今のプログラミングのところで、例えば健康に関することや、スポーツに関することでしたら、それぞれの部局があるけれども、公民館あるいは生涯学習センターで扱うことは、そうしたところに振り分けられない、本当に今日的な挙がってきた問題について、すぐに対応できるのが、恐らくそうであろうというようなお話をいただいて、大変頼もしく思ったのですが、そうした、英語で言うと、インターデパートメンタルというようなことだと思うのですが、本当に今の世の中では、これからどういう必要が起きてくるかわからない。それはやはり市民生活において、こういうことを知っておいたらというようなことがあると思うので、ぜひそのあたりのところで公民館あるいは生涯学習センターの機能を十分に発揮していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

**○高橋委員** 私は、教育委員になりまして、いろいろな公民館の講座に参加しまして、本当にいい講座がたくさんあるなということを実感しています。私の知っている多くの保護者も、こういう講座を知っていたら、受講したいと思うと思います。各センターにもあるし、公民館にもあると思うので、生涯学習センターになって情報が一元化されて、そういうのを調べやすくなることを心より願っております。

また、昨年度より、小学生を持つ親のための講座、中学生を持つ親のための講座、また今回、先ほど活動報告で発表しました市民企画講座などに参加しまして、ただ1回だけの講演会ではなく、公民館主催の講座で、6回ぐらいの講座があり、その内容を学ぶのはもちろんですが、人と人とのつながりを育てて、人が社会の中での孤立を防いで、社会につなぐ役割も兼ねていると思いますので、スペース的には少なくなるのかもしれませんが、地域にある市民センターなども用いながら、ぜひこういう子育てや家庭教育については、1人でも多くの方が参加できるようにしていただきたいと思います。

先ほどの発表では、母親について発表しましたが、子どもを育てている保護者というのは、今、母親に限らず、父親または祖父母という方が育てているところも多々見受けられますので、そういう方々においても学べる講座、また横のつながりを、人と人とのつながりをつくれるような講座を、今後もぜひプログラムしていただきたいと思っています。お願いいたします。

**○委員長** 今の高橋委員のお考えというのは、簡単に言えば、家庭教育の機能といいます

か充実を引き続き維持してほしいという趣旨でございますか。そういうことでよろしいですか。

○高橋委員 はい。

○生涯学習部長 家庭教育ということですが、教育基本法の改正がございました。また社会教育法も改正がございますけれども、家庭教育の重要性ということが指摘をされてきているところでございます。そういう意味で、引き続き公民館において、家庭教育についても取り組みを進めてまいりたいと思います。また、あわせて、やはりより身近なところでさまざまな講座があれば出やすい、参加をしやすいということもありますので、公民館事業について、地域展開ができていくように今後とも努力をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○井関委員 今の家庭教育は、先ほど述べました公民館の設置基準みたいなものにも書かれてきて、変わってきていますが、多分いろいろなものの中で一番大きく変わったのは、子育てというか、結局、昔は家族とか家庭でやっていたことがそれでできなくなって、そのきわめつけが虐待とかそういうことにつながってきているということで、やはり今は地域で子育てをしなければいけないとなると、公民館の仕事として適しているのではないかと思います。

1つ報告書にもあったのですけれども、23 ページにありましたが、専門職の育つ環境、しかも「複数の」というのを僕は頭につけたいのですけれども、たった1人ではどうなるかわかりませんので、複数の専門職が育つような環境というのをぜひつくってもらいたいなというふうに感じました。これは今回の協議でも感じたのですけれども、文学館とか市民大学、それからことぶき大学なんかを見ていても、その展示のもととか、あるいは講師の選択とか、そういうのでは人脈が非常に効いてきます。そうすると、3年ぐらいで異動していると、どうしても人脈というのは消えていってしまうので、もう少し長い目でそこで活躍してくれる人が出るといいなと思いました。

僕はいつも言うのですけれども、お役人さんて、市の方もお役人さんですかね、ただ法律や規則に振り回されて守るのが信条ではなくて、市民のニーズとかに合わせて規則を変えられるというような人、そういう人が育ってくるとありがたいなと思います。

○生涯学習部長 専門職の関係につきましては、これは大変重要な課題だというふうには理解しております。ただ、これにつきましては、市全体で、専門職のあり方について検討

しているところがございますので、その動きを見ながら対応していくこととなりますが、我々の立場としては、専門職の重要性について訴えていきたい、庁内的な理解が得られるように努力をしてみたいと思っております。

以上でございます。

**○岡田委員** 今、高橋委員のお話の中にも出てきたのですけれども、いろいろ公民館で行われている事業を見ていくと、結局ほかのものでカバーし切れない部分ということの1つが、地域の人を結びつけるきずなとしての働きというのが大変重要だと思うのです。例えば町田はベッドタウンですので、渋谷とか新宿に出ていけば、もっといろいろな講座があったり、カルチャーセンターがあったりするわけですけれども、そこが公民館で行われている講座に参加することによって、地域の人を知ることができたり、そういう意味でも、今、井関委員のお話で、専門職という話がありましたけれども、公民館あるいは生涯学習センターの職員の方のファシリテーターとしての機能ですね、地域の人同士を結びつけるというような形での働きにぜひ期待したいと思います。

**○委員長** 先ほど安藤部長のほうからも、専門職につきましては、市全体の職員構成の中における専門職という部分もございますので、そういう中でこの生涯学習センターにおける専門職を考えていきたいということですので、今の岡田委員のお考えも、ぜひまたその中に入れて考えていただきたいなと思います。

ほかにもございますか。

今までの公式、非公式の協議、あるいは今3人の委員の方々のそれぞれのご意見を伺っていた中で、いろいろな考え方が出されたわけですけれども、これを最終的には承認をするということの中で、やはり附帯的な意見、特に各委員から出されたことを附帯していきたいなと私は考えるのです。

それは、専門職の配置ということが1つです。もう1つは、先ほど出ましたけれども、家庭教育について。それからもう1つは、順不同ですけれども、公民館の機能そのものの継続的な維持ということについては、このあり方についての報告書に附帯して、教育委員会としての意見としてかぶせていきたいと思うのですが、いかがでしょうか。細かな文面については後でお任せいただきたいと思っておりますけれども。

1つは、家庭教育については、家庭教育の重要性というのは、先ほどからのお話でございました。特に部長のお答えの中で、改正された教育基本法の中でも、地方自治体への支援努力ということが明記されておりますね。そんなようなことから、生涯学習センター

の設置に伴っては、やはり家庭教育の推進に留意をしていくことを、ぜひ検討していただきたいということを1つ挙げておきたいと思います。

それから専門職ですが、これも繰り返すようではすけれども、部長からお話がありました。センターの機能とか学習機会のあり方についての答申でも提言されていますけれども、それらの機能を発揮するためには、施設設備をきちんと整備することはもちろんですが、もう1つは人ですね。その中で、特に専門的な特性を持った職員が配置されることが望まれるので、生涯学習センターの開設に向けて、専門職の設置には十分配慮、検討していただきたいということを2点目にしたいと思います。

それから、生涯学習センターにかかわる条例整備につきましては、これも井関委員から最初に出ましたけれども、公民館は引き続き、いわゆる社会教育法に基づく施設として整理しておきたいということ。

教育委員会のこの名において、3つ、附帯意見としてかぶせておきたいというふうに考えますけれども、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 細かな文面その他については、また後で委員長にお任せいただくということでご理解いただきたいと思います。

そういうことなんですけれども、それでは、以上で、継続しておりました生涯学習センターについての継続協議を終了したいと思いますけれども、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 では、以上で生涯学習センターの協議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

続いて日程第3、請願第1号、請願第2号、請願第3号、請願第4号を一括審議いたしたいと思います。

なお、請願第1号につきましては、前回からの継続審議案件でございます。請願第1号につきましては、既に請願者から意見陳述をしていただいておりますので、今回は請願第2号、請願第3号、請願第4号の請願者から意見陳述の申し出がございます。

請願の趣旨について、10分の範囲で意見陳述を認めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 では、そのようにさせていただきます。



暫時休憩いたします。

午前 11 時 08 分休憩

---

午前 11 時 09 分再開

○委員長 再開いたします。

請願第 2 号に関して、今申し上げましたように、10 分の範囲で意見陳述を行っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○請願者 公民館と市民大学との総合化は、公民館の学びの質を劣化させてしまい、すべての市民に公平に教育の機会を与えようとする社会教育法の趣旨にそぐわない事態を招くのではないかと危惧します。

私個人にとっては、かつて病身で引きこもりがちであったのですが、公民館の学習は、社会との接点となる貴重な場でありました。今でもそうです。なぜなら、多くの知己を得ることができ、社会活動に参加する過去を持つこともできたからです。つまり、私たち納税者が、無料で、企画、参加できる公民館の学習は、単に無聊を慰める場ではなく、長く続いている不景気の中、さまざまな境遇にある人々が、みずから地域社会を体現し、また教養を深める場なのであります。そして経済的に困難な人、障害を持つ人たちにとっても数少ないよりどころの 1 つであり、私も含むそれらの人々の自立を実現する場なのでもあります。

住民のために実生活に即した教育、学術文化に関する事業を行おうとする公民館の学習は、いわば私にとっては人生の礎であり、羅針盤であります。これらのことが私だけのことでないのは、この事業から、福祉関係、教育関係、議員で活躍する先達を輩出したことから明らかであります。

どうかこれらの点に留意して、公民館の学習の一層の充実を図り、それと生涯学習センター化を切り離して考えていただけるように、また生涯学習センター化により公民館の役割が縮小してしまわないように切望します。

以上です。

○委員長 ご苦労さまでございました。

休憩いたします。

午前 11 時 10 分休憩

---

午前 11 時 11 分再開

○委員長 再開いたします。

請願第 3 号に関して、先ほど申し上げましたように、10 分の範囲で意見陳述をお願いいたします。

○請願者 私は、公民館での学びを通して、子育て世代の方々に学習することの大切さを伝える活動に 10 年以上かかわっています。私自身は、子どもも大きくなり、保育のお世話になることはなくなりました。それでも活動にかかわっているのは、今現在も子育てに悩み、社会から孤立している方が多く、それによるさまざまな社会問題がふえているからです。

私は、幼い子どもを抱えて悩んでいたときに、公民館の学習に出会いました。公民館には、子育て中の同じ立場の方はもちろん、病気を抱えている方、社会的に悩みを抱えている方、さまざまな方がいました。話し合い学習が基本である公民館の場で、自分とは違う意見を持つ多様な人たちとの出会いは、自分と子どもだけの狭い世界から、広い視野を持つことの大切さに気づくとても貴重な時間でした。今、1 人で悩んでいる、特に小さい子どもを持つ母親にとって、私は公民館で学ぶことが解決の大きなきっかけになると確信しています。

子育て支援をしてくださる施設はほかにもたくさんあります。しかし、大切なのは、母親自身が自分の存在に自信を持つということです。公民館はだれでも平等に学ぶことができる場で、特に学習する場の持てない弱い立場にいる人にとってはかけがえのない場所です。学ぶことでみずからを高め、自信を持って社会にかかわることが、住みやすい、生きやすいまちづくりへとつながるのではないのでしょうか。

私は、今は義母の介護を抱えているため、その公民館に行くことすらままならない状況です。それでもこのように言わずにはいられないのは、この介護の経験が、いつか公民館へ通えるようになったとき、社会へ役立つ発言の 1 つになると思うからです。生涯学習センター化によって公民館の学習が縮小されることが決してないように検討していただきますよう、お願いいたします。

以上です。

○委員長 ご苦労さまでございました。

休憩いたします。

午前 11 時 13 分休憩

---

午前 11 時 14 分再開

○委員長 再開いたします。

請願第 4 号に関して、10 分の範囲で意見陳述をお願いします。

○請願者 町田の社会教育の学びを考える会の吉村こずえです。

生涯学習センター機能にかかわる最終報告が出されました。それについて 3 点の請願をいたします。

1 つは、市民大学 H A T S に新しい用地を探し、公民館と市民大学を最低限、現状のまま存続してください。2 つ、市民参加の機会を減らさないでください。3 つ、社会教育行政の充実を求めます。

理由は次のようになっております。

1 つ目について。町田市社会教育機関と呼べるものは、現在、博物館、版画美術館、ひなた村、子どもセンター、大地沢青少年センター、これらは市長部局に移りましたが、あと図書館、公民館、市民大学などがあります。その中で、市民、特に成人が体系的かつ継続的に学び、活動できる機関は、公民館と市民大学の 2 カ所に限られており、とても貧弱なものと言わざるを得ません。比較すれば、公民館が相模原市には 32 館、稲城市には 5 館、多摩市には 2 館あります。公民館と市民大学を統合して 1 カ所にしてしまうというのでは、学習機会と場所の削減となってしまう状況です。当面は現状を維持しつつも、子どもセンターを 1 館から 4 館へとふやしてきたように、本来であれば、計画性を持って学びの場をふやしていただきたいというのが市民の願いだからです。ぜひ市民大学 H A T S に新しい用地を探し、公民館と市民大学を最低限、現状の規模でそのまま存続してください。

2 について。現在、町田市では、社会教育計画などを検討する社会教育委員の会議と、公民館の運営に関して検討する公民館運営審議会、市民大学の運営に関して検討する市民大学 H A T S 運営協議会、図書館に関する協議を行う図書館協議会など、市民が社会教育行政に参加する委員会が制度として用意されております。今回の最終報告では、このうち社会教育委員の会議と公民館運営審議会、市民大学 H A T S 運営協議会を統合して、生涯学習審議会と生涯学習センター運営協議会の 2 つにしてしまうということになっています。これは社会教育行政への市民参加の場を減らしてしまうというものです。市民協働が言われる中、時代の逆行と言わざるを得ません。ましてや 3 者はそれぞれ役割が違うものであって、そもそも総合化という統合に違和感を感じざるを得ません。現状の継続を願います。

3について。生涯学習自体、だれでも、どこでも、いつでも学べる環境をと言われて久しくなります。しかし、バブル期の生涯学習施策による市場原理の導入に成功の声を聞くことはありません。しかし、それでも市民の活動と学びは着実に行われています。そのような中で、社会教育は、市民の学習要求に対して、それを公的に保証するシステムとして、さらに充実していく必要があると考えます。教育委員会のご尽力に期待し、社会教育のさらなる発展を希求いたします。

以上の理由に補足させていただきます。

町田では長い間、公民館がふやされなかったという経緯がありました。そうした中で市民大学が発足したというのは、社会教育の機会と場をふやす大変よい出来事だったと市民は歓迎したと思います。そこで学んだ市民がグループで活動し、学習を継続したり、地域でも活躍しております。それを、大変厳しいと、この最終報告書の12ページにも述べているように、物理的に厳しい公民館に持っていくということは、現在、中町第三庁舎との交渉も途中であるという時点で、最終報告で、生涯学習センターを公民館にというのには納得がいきません。また、新庁舎ができた後の現市庁舎の跡地利用検討委員会もスタートしたばかりです。新庁舎移転までは限られた時間ではありますが、市民大学にぜひ新しい用地の準備を努力していただきたいというのが1番の理由です。

2番目の理由に補足しますと、生涯学習を振興する法律は90年にできました。それはバブルがはじける直前の法律の制定だったわけですが、例えば生涯学習審議会は、都道府県レベルでは設置が求められていますけれども、市町村レベルでは求められていません。市町村レベルでは、「市町村は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする」、これだけ第12条に書かれているものです。ぜひ町田で行われてきた今までの市民協働の機会を減らさないということを主眼に、この3つの存続を願うところです。

それから3番目の、社会教育の充実を希求するという理由ですけれども、社会教育法で公民館、いろいろな社会教育施設ができ、社会教育は主に公民館でされてきました。先ほどお話に出ました23区では、練馬にしか公民館がないということですが、23区では多くは社会教育会館という名前のもとに、公民館と同じような活動が現在でも行われております。

生涯学習というのは、ライフロング・エデュケーション、つまり、生涯教育として紹介されたものが、いつの間にか、いつでも、だれでも、どこでも学べるという少し耳ざわり

のいい生涯学習ということに変わってきたと思っております。社会教育は、人々が社会的存在であるとの意識をどこかに常に感じる言葉です。そういう響きを持っております。また、公的後ろ盾があるということ意識することができる言葉でもあります。生涯学習という言葉は、1人1人が人生を通して学習をするという個々の作業であるという響きも持っており、社会的、公的に保証されるという響きを感じさせないという重大な側面を持っていると思います。

公民館の存続、市民大学の存続を願う私たちは、こういった公がきちんと、すべての市民の学習の場を保障するというその姿勢を、この最終報告の中に、しっかりした姿勢を盛り込んでいただきたいということが希望するところです。

それと、先ほど生涯学習センターの協議が終了したというふうに委員長がおっしゃったのですけれども、私たちの請願は、この協議の中に反映されることを願って請願を出したものでありますので、そここのところをぜひお酌み取りいただければと思います。

公民館、市民大学では、例えば玉川学園ころころ児童館をつくったメンバーは、公民館で学習をしたグループが、玉川学園の地域でしっかり話し込みをし、NPO法人をつくって、ころころ児童館を立ち上げております。また、「まちだ語り手の会」は、図書館と協働しまして、おはなし会の運営、そして次代の語り手を育てるという仕事をしております。これも公民館の講座から出発した人たちがNPO法人をつくってやっております。

また、男女平等推進センターの運営委員にも、こうしたところから育った人材がおりますし、あと、先ほど委員の報告にありましたように、すばらしいプログラム、湯浅誠さんとか、「知の巨人」と言われる立花隆さんの「がんと向き合うには」というような講座を用意してくれている市民大学では、社会教育主事の資格を持った嘱託職員と市民のプログラム委員とが一緒になって質の高いものを提供しています。

そうしたところをしっかりと確保しながら、さらに、先ほど話題に出ました家庭教育という事柄は、今若い人たちは、大変厳しい経済状況の中で、共働きをしながら子育てをしているということで、ぜひ地域にそうした学びの場がなければいけないというふうに私たちは思っております。

地域の公民館のランチという言葉が出てまいりますけれども、そうした公民館機能を地域で、昔で言えばげた履きですよね、げた履き3分のところで、若い方々も享受できるような、そうした社会教育の環境を、新しく聞こえる生涯学習センター機能にかかわる具体的施策のあり方についての最終報告の協議の中に、ぜひ反映させていただきたいという

のが、私たちの切なる願いです。

私が夏に実家に帰りまして、岡山県の津山ですが、友人と話すことができました。「町田っていいわね。公民館や図書館がとっても充実しているんでしょう。私もあんなまちに住みたいわ」という感想をいただきました。これからの世代の若い人たちも含めて、この町田に住んでいて本当によかったと思える、そうした社会教育の場をつくっていただきたいと切にお願い申し上げます。

以上です。

○委員長 ご苦労さまでした。

休憩いたします。

午前 11 時 25 分休憩

---

午前 11 時 25 分再開

○委員長 再開いたします。

ただいま請願者から意見陳述をしていただきました。意見陳述を含め、請願の願意の実現性、妥当性その他について、教育長から説明をお願いしたいと思います。

○教育長 それでは、請願 1 号、2 号、3 号、4 号について、そのうち今回は 2 号、3 号、4 号についての意見陳述、前回、1 号についての意見陳述がございましたが、これを一括して、これらの請願の実現性、妥当性について申し上げたいと存じます。

先ほどの最終報告書の協議の中で、附帯意見を 3 件いただきました。その 3 件の附帯意見と、今回の 4 件の請願とは、少なからず重なるところもあると思いますが、現時点における教育委員会の意見でございますが、まず請願第 1 号でございます。

中央公民館の現状存続を求めるという請願でございましたが、願意の実現性等につきましては、生涯学習センターの機能、あるいは生涯学習センターの設置場所について、前回もご説明を申し上げましたとおり、見解の相違がございます。総じて生涯学習センターの設置に当たっての基本的な方向と相違をしておりますので、願意には沿いがたいということを申し述べたいと存じます。

続いて請願の第 2 号でございます。社会教育と生涯学習センター機能の両立を求める請願でございます。

願意の 1 の社会教育としての公民館の役割を踏まえ、独自に発展させるようにという部分、それから 2 番目の生涯学習センターの機能を公民館と区別して計画をするようにとい

う2点でございますが、ここにある独自の発展、あるいは公民館と区別をしてという部分の意味でございますけれども、公民館とは別の場所に生涯学習センターを設置すべきという趣旨でございましたら、既に請願第1号の際にご説明を申し上げましたように、場所の確保に課題があり、かつ、機能を分散することになりますので、願意に沿うのは難しいと言わざるを得ません。

また、生涯学習センター機能、これは最終報告書の中で4つの機能として述べておりますけれども、これは現行の公民館機能についても補完をしていく機能ということでございますので、生涯学習センター機能を展開する組織づくりを計画するに当たりましては、公民館と切り離して計画すべきという先ほどの請願者の趣旨であるということであれば、願意には沿いがたいと考えております。

続いて請願第3号でございます。公民館の生涯学習センター化に関する請願でございます。

まず請願の言葉の中の、上から教育を与えるのではなく、自主的に学び合い、自分自身で解決できる公民館を公的に支え、発展させてほしいという前段の部分でございますけれども、これは教育方法論とか公民館の役割についての見解であるとは思いますが、課題や対象によって一概に言えるものではありませんけれども、この請願の最後のほうに触れられております団体活動コーナーの確保という部分につきましては、生涯学習センターの設置に当たっての施設改修計画にかかわるお話でございますので、その改修計画の検討に当たりましては、そのことを念頭に置きながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

また、請願の後段の部分ですが、専門知識のある職員の配置ということでございますが、これは先ほど井関委員からもご質問をいただき、それから生涯学習部長のほうからもお答えをしたとおりでございますけれども、繰り返しますと、今議会の答弁でも部長が申し上げましたように、専門的な知識を持った職員を配置するということは今後の重要な課題だと認識しているということ。それから続いて私のほうでも答弁をいたしました。専門職の養成等の問題というのは、教育委員会独自で判断できる問題ではないということで、現在、市長部局のほうの職員課を中心に、職員の専門化という問題を検討している最中でございます。現在の状況を等閑視しているわけではないということについても本会議場で申し上げましたけれども、教育委員会としても、専門性を持った職員の配置について、庁内的な理解が得られるように努力はしてまいりたいと考えております。

続いて、請願の第4号、町田市公民館と市民大学HATSの存続を求める請願ござい

ます。

この請願の3点の中の第1点目でございますが、市民大学HATSに新しい用地を探し、公民館と市民大学を最低限、現状のまま存続するよという件でございますけれども、生涯学習センターを別の場所に設置することにつきましては、請願1号、2号と同様に、願意に沿うことは難しいと言わざるを得ない状況です。

2番目の市民参加の機会を減らさないくださいという部分についてでございますけれども、答申書で提言しております生涯学習審議会の新設といいますのは、現行の社会教育委員の会議、まちだ市民大学HATSの運営協議会、それから公民館運営審議会の役割の総合的に担って、生涯学習計画を一元的に策定し、計画、実施、評価の仕組みを確立する、こういうことを目的としておりますので、この請願の願意については論点が異なると考えております。

最後の3番目、社会教育行政の充実を求めるとい部分についてでございますが、これは私どもといたしましても当然のこととして受けとめておりますけれども、その理由について、請願書あるいは先ほどのご説明の中にもございましたが、この説明部分につきましては、私どもの見解と請願者の見解に差があるという実情でございます、請願者の見解にわたる部分については必ずしも同意できるものではないということをお願いしたいと存じます。

以上、請願第1号から第4号までのそれぞれの請願でございますけれども、今、私のほうで申し述べましたように、一部に教育委員会として考慮すべきこと、努力すべきこととというのがあわけでございますが、押しなべて生涯学習センターを現公民館の場所に設置することに反対または難色を示されているものでございますので、各請願につきましては願意に沿いがたいということで受けとめているということでございます。

以上でございます。

**○委員長** 各請願に対する願意の実現性、妥当性につきまして、教育長の説明がございました。

ただいまの教育長の説明に関しまして何かありましたらどうぞ。

**○岡田委員** 1点、市民大学HATSに関することですが、今、請願の中で、市民大学HATSの新しい用地を探すというような話があったのですけれども、市民大学HATSそのものは大変いい事業で、私も参加させていただいて、とても考えが深くなり、有意義なものと思って、ぜひ存続してほしいのですが、現在は新しい市庁舎の建設というようなこ



ともあって、なかなか先が見えにくいのですけれども、新しい用地あるいは市民大学HATS専用の場所ではないにしても、HATSそのものの歴史を考えると、町田第四小学校の教室を借りてスタートして、今は森野分庁舎の上でやっているようなことなんですが、できれば、ずっとここで講座を開くよというようなことと、それから、今やられている講座の数が減らないような、そうした会議室なり講堂なりホールなりというものの場所の確保については最大限の努力をしていただけると信じているのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○生涯学習部長 場所の確保については引き続き努力をしていきたいと思えます。

何点かございますが、1つは中町第三庁舎があくということですが、この動向がはっきり言って不透明だということがございますが、努力をしていきたい。

それから2つ目は、現在の公民館、休館日がございますので、これの見直しで、相当というよりも、具体的に申し上げれば、月1日減らすことによって、612コマあくということですので、市民大学で持っている講座が九十数コマということですので、コマ数だけでいえば、ほぼカバーできるということがございます。いずれにしても、会議室といえますか、そういったスペースについては確保するように努力をしてみたいと思っております。

○井関委員 これはもう感想なんですけど、今の教育長のお話で、第3号の請願に対してですけれども、団体活動コーナーの確保については、改修計画を念頭に置きながら検討します。あるいは専門性を持った職員の配置については、庁内的な理解を持つ必要はありますけれども、やっていきたいというようなことを言われて、ただ、願意としては全部だめだ、そういう表現なので、これは感想なんですけれども、請願というのはそういうものなんですけれども、だめよと、バンと言うのは、非常に心苦しいような感じがします。

以上です。

○委員長 ほかにございますか。

先ほど請願第4号の意見陳述人から、協議事項を先に了承した後、請願ということで疑義が表せられましたけれども、私どもも、各請願者からの請願の趣旨、理由その他まとめられた文章については、事前に十分目を通した上で協議に臨んでおりまして、その点については各委員も了承した上で協議事項を先議し、その後、請願を扱ったということでご理解をいただければと思います。

○教育長 今、井関委員のほうから、請願に対する回答ということで、いかがなものかと

いうお話がございましたけれども、先ほど私が申し上げましたように、請願のそれぞれの内容の中には、やはり教育委員会として努力をしまっている、あるいは実現に向けて工夫をしまっているといったようなことが含まれておりますので、その点については当然のことではございますが努力はさせていただきたいと存じますし、先ほど生涯学習部長が岡田委員のご質問にもお答えしたとおり、場所の確保についても尽力はしてまいるということで、その点については、私どもとして引き続き努力はしてまいるということは、あえて申し上げておきたいと存じます。

以上です。

○委員長 請願が前回含めて4点ございましたし、それらについて各委員、教育長からご意見をいただいたわけですがけれども、やはり生涯学習センター推進計画を進めていくに当たりまして、ご意見の中から、あるいは請願の中で、一部考慮すべき部分もあると、先ほど教育長からの願意の実現性、妥当性の中で述べられておりますので、留意点を挙げておいたほうがいいかなと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

留意点というのは、結局4人の請願者に共通する意見というのは、1つは、現在の公民館を大切にしてほしいという気持ちだと私は伺って理解しております。もう1点は、そのことを踏まえて、今後、生涯学習センターの整備に当たっては、2点ほど留意点として掲げておいて、これを記録にとどめておいていただきたいなというふうに思うわけです。

これも細かな文章表現については後で精査したいと思いますけれども、簡単に言えば、生涯学習センターの必要性について、利用者はもとより、市民への周知に十分努めてほしい。この考え方の基本を市民あるいは利用者に十分周知していただきたいということをひとつお願いしたい。

それからもう1点は、現公民館の場所に生涯学習センター機能を配置するに当たって、現在の公民館機能の1つである会議室あるいは団体活動コーナーについては十分配慮する。そして、施設改修を行って、機能的な面その他組織的な面で、レベルダウンしないように、施設改修を十分行ってほしいということを留意点として書き添えていただきたいと思えます。

先ほど申し上げたように、細かな文章表現とかその他については、後ほどまた担当と突き合わせながら精査したいと思いますので、私にお任せいただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 それでは、以上で審議を終了したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。請願第1号、請願第2号、請願第3号、請願第4号の各請願についての願意の実現性、妥当性に対する教育長の説明は不採択でございます。請願第1号から請願第4号については、不採択に決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、請願第1号、請願第2号、請願第3号、請願第4号については、不採択と決しました。

以上で、日程第3、請願の審議を終了いたします。

続いて日程第4、報告事項に移ります。

報告事項は現在7点ございますけれども、追加その他ございますか。——ないようですので、1点目、指導課から順次お願いしたいと思います。

○指導課長 今月の30日に行います東京都教育の日の講演会の開催についてのご案内でございます。資料につきましてはお手元にリーフレットがありますので、ご覧いただきたいと思っております。

町田市教育委員会では、市の教育施策について、市民の方あるいは保護者の方にご理解いただきたいとして、毎年、東京都教育の日の関連事業として教育講演会を行っております。今回は本市における特別支援教育についてご理解をいただきたいというふうに位置づけまして、特別支援教育の本市の現状や課題、あるいは町田の丘学園との交流、そして講師によります特別支援教育の推進と障がいがある児童生徒の理解というふうな3つの内容で講演会を実施するものでございます。

○委員長 暫時休憩いたします。傍聴人で退出を希望される方は、暫時休憩いたしますので、どうぞ退出されて結構です。

午前11時45分休憩

---

午前11時47分再開

○委員長 それでは、再開いたします。

指導課長、済みません。途中からですが、よろしく申し上げます。

○指導課長 10月30日に行います東京都教育の日の関連事業として行っています教育講演会についてのご案内でございます。

今回の講演会では、本市が推進しております特別支援教育を中心として、市民の方ある

いは保護者の方にご理解いただきたいとしております。内容といたしましては、町田市におきます特別支援教育の推進について、それから都立町田の丘学園と本市の各小中学校との交流について、そして講師の先生をお呼びいたしまして、特別支援教育推進と障がいのある児童生徒の理解と支援ということで、聖徳大学の河村久先生においでいただきまして、ご講演をいただく形としております。

現在のところ、小中学校の教職員、保護者の参加として136名、そして町田の丘学園のご協力もいただきまして、今のところ合わせて144名の参加を予定しているところでございます。

以上でございます。

なお、リーフレットで、一部誤字がございましたので、後ほどかえさせていただきますので、申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

○委員長 会場のところですね。

○指導課長 そうでございます。申しわけございません。

○文化財担当課長 それでは、私のほうから、2点目と3点目についてご報告申し上げます。

まず2点目のほうですが、自由民権資料館で開催いたしました企画展「絵図で見る町田－Part 1－」の結果についてご報告させていただきます。

7月24日から9月5日まで38日間開催いたしまして、期間中の入館者数は1,060名でございました。1日当たりの入館者数は資料にございますが、平均28人ほどとなっております。開催期間中に4回のギャラリートークを実施いたしまして、合計55名の方が参加されました。また、期間中の講演会ですが、8月22日に開催いたしまして、56名の方に参加いただきました。

今回の企画展ですけれども、最近の企画展の中では多くの方に来館していただいたほうではありますが、来館された方の約3割が市外からとなっております。夏休み期間中の、また地図を題材にしたものとしては、もう少し早い時期からPRの工夫を行ってれば、小中学生を初めとするもっと多くの市民の方に来ていただけたのではないかというふうに感じております。これからの企画展に生かしていければと思っております。

これについては以上でございます。

続きまして、自由民権資料館の今年度の第2回企画展「明治の学び舎」の開催についてご報告させていただきます。

今回は明治期における町田市域の郷学校、公立学校、私塾といった、明治の学び舎にまつわります記録をひもときながら、学びと教えの足跡を訪ねる内容となっております。展示内容ですが、現存する小学校のうち、そのルーツを明治にさかのぼる小学校、町田第一小学校や南第一小学校、相原小学校などがございますけれども、それらの学校に所蔵されております資料や、町田市内の旧家がお持ちになっております資料をお借りいたしまして、地域社会と結びつけた展示内容となっております。

開催期間は、明日の10月9日から11月28日までで、期間中には、資料がございますように、講演会を3回、自由民権資料館閲覧室におきまして、定員40名で行うことを予定しております。また、担当学芸員によります展示解説でございますが、これも資料に記載してありますけれども、3回を予定しております。

前回の企画展とも同様ですが、今回も開催に先立ちまして、本日、10月8日でございますけれども、関係者の方や報道機関などを対象に内覧会を行っております。今日の内覧会、午前中の展示解説は、ちょうどもう終わったころだとは思いますが、午後2時から内覧会の展示解説を行うことになっております。

以上でございます。

○図書館長 「国民読書年」・中央図書館開館20周年記念事業「ぶらり ライブラリー IN まちだ」の内容がほぼ確定してまいりましたので、ご報告申し上げます。

今年2010年は、国民読書年並びに中央図書館開館20周年ということで、図書館では年間を通じて記念事業を実施しておりますが、特に11月23日から28日までをコア期間と位置づけて、表記のように、「ぶらり ライブラリー IN まちだ」と銘打った図書館まつりを開催いたします。この事業につきましては、図書館に団体登録をされている図書館関連市民団体の代表者による実行委員会が主体となって企画実施をするものでございます。

資料の最終ページの一覧表をご覧くださいと一番わかりやすいかと思っておりますけれども、23日のオープニングに引き続いて行われる東京外国語大学の亀山郁夫先生の講演会「文学の力～ドストエフスキーと現代日本～」を皮切りに、講演会が5回、ミニ展示会が4回、映画会が1回、おはなし会、朗読会等が12回、その他4回など、図書館のほか、16団体によって、計26の催しが実施されます。

11月11日号の「広報まちだ」のほか、ホームページあるいはチラシ、ポスター等でPRをしてまいる予定でございます。教育委員の皆様には、別途ご案内を申し上げますので、ぜひご参加いただければというふうに思います。

以上でございます。

○文学館担当課長 それでは、報告事項 5 番、6 番についてご報告いたします。

まず、報告事項 5 「ひらけ！ときめく絵本たち－わたなべゆういち展－」の結果報告をいたします。

2010 年度、2 回目の企画展といたしまして、7 月 24 日より 10 月 3 日まで、延べ 61 日間実施いたしました。会期中の入場者数は 7,289 人で、1 日平均約 119 名ということでございました。2006 年の 10 月に開館以来、今回の展覧会を含めまして、17 回の展覧会を実施いたしました。昨年の安野光雅展に次ぐ入場者数ということになっております。

関連事業といたしまして、オープニングイベント、しかけ絵本づくりなどのワークショップ、講演会、展示解説などを実施いたしまして、関連事業につきましては 820 人の参加をいただいたところでございます。

アンケートでは、ねこぎかなの作家が町田に住んでいることを知らなかったとか、絵本のストーリーを原画で見られてとても感激しましたというようなご意見を多数いただいたところでございます。

また、会期中に関連グッズといたしまして、ねこぎかな等の絵本の受託販売をいたしましたところ、421 冊の販売をいたしまして、大変ご好評をいただいたところでございます。

次に、報告事項 6 「生誕 100 年 随筆家・白洲正子－あざやかなる生の軌跡」展の開催についてご報告いたします。

文学館の秋の展覧会といたしまして、11 月 3 日より 12 月 19 日まで開催の予定でございます。11 月 2 日には、関係者及び報道関係者をお呼びいたしまして、内覧会を実施する予定でございます。

町田市の名誉市民でもあります白洲正子は、1943 年、昭和 18 年に町田の能ヶ谷に移り住みまして、「武相荘」と名づけられた自宅で執筆にいそしみまして、88 歳で亡くなるまで 55 年を過ごしました。白洲次郎の夫人としても有名でございますが、本展では、白洲正子の生涯と随筆家としての軌跡を、愛用の品々や自筆原稿など、約 150 点とともに紹介いたしまして、その魅力に迫りたいと考えております。

生誕 100 年ということもございまして、岡山、滋賀、愛媛、世田谷等、全国各地で展覧会の実施あるいは実施予定がございしますが、随筆家としての白洲正子に焦点を当てたという展覧会は、恐らく全国でも初めてではないかと考えております。

関連イベントといたしまして、朗読会、講座、文学散歩や、武相荘の館長、牧山圭男氏

及び国文学研究家、青柳恵介氏との対談も予定いたしております。なお、今回は有料展といたしまして、一般 400 円、大学生、65 歳以上の方につきましては 200 円、高校生以下の方は無料としております。

報告は以上でございます。

○公民館長 第 30 回公民館まつりの開催についてご報告いたします。

今回のテーマは「～広げよう！市民の輪～」です。公民館まつりは、参加団体が実行委員会を組織しまして、企画運営して開催されているものでございます。期日は 10 月 22 日金曜日から、24 日、日曜日の 3 日間でございます。内容といたしましては、展示の部が創作等 26 団体、それから発表の部が音楽、ダンス等 32 団体が参加していただくことになっております。ぜひ皆さんにもお越しいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長 以上で 7 つの報告事項がございました。

一括してご質問その他ございますか。よろしいですか。

では、以上で報告事項を終了いたします。幾つか企画展その他行事がございますので、それぞれ時間を差し繰っていただいて、ご参加いただけるところはぜひご参加いただきたいと思っております。

それでは、休憩をいたします。議案第 57 号から議案第 61 号までの関係の方のみお残りください。

午前 11 時 58 分休憩

---

午後 0 時 01 分再開

○委員長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○委員長 以上をもちまして町田市教育委員会第 7 回定例会を閉会いたします。

午後 0 時 06 分閉会